

令和4年3月25日（金）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和4年3月25日(金) 午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 足立 俊弘
委員 蒲田 知子 委員 村松 弘康
委員 新山 訓代
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 飯田 秀勝 生涯学習部長 木下登志子
教育総務部次長兼学校教育課長 鈴木与志実
生涯学習部次長兼公民館長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 菊地 統
総務課長 森田 康宏 教育研究所長 遠藤 美香
生涯学習部参事兼鳥の博物館長 丸山 正晃
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
指導課長兼小中一貫推進室長 佐々木祐子
少年センター長 齋藤絵里香 図書館長 宇賀神 修
6. 欠席事務局職員 な し

午後2時00分開会

○丸教育長 ただいまから令和4年第3回定例教育委員会を開会します。

会議録署名委員指名

○丸教育長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により、会議録署名委員を指名します。村松委員にお願いします。

議案第1号ないし議案第4号、議案第7号、議案第13号、
議案第14号、議案第16号、議案第17号

○丸教育長 日程第2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第3号、我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第4号、我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、議案第7号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第13号、我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示の制定について、議案第14号、我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、議案第16号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、議案第17号、我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示の制定について、以上9議案は組織の見直しに関わる関連議案となるため、一括審査とします。なお、採決については議案ごとに行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 まず、今回の組織見直しについて説明します。令和2年度に策定した我孫子市行政組織見直し方針に基づき、簡素で効率的な組織体制を基

本としながら、令和4年度からスタートする我孫子市第四次総合計画を効果的に推進する組織体制を構築するため、行政組織の再編を行うとともに、指揮命令系統を分かりやすくし、責任の所在を明確にするため、職制の見直しも併せて行うこととしています。

次に、今回の組織見直しの主な内容について、まずは部の再編として、効率的な組織運営及び人員配置を一体的に推進するため、企画部門と総務部門を統合した企画総務部を新設するとともに、各事業への財政的視点によるチェック機能の強化及び財政・財産管理を一体的に進めることで持続可能な行財政運営を維持するため、財政部を新設します。

このほか、人員の有効活用を図ることを目的とした課の再編や、市民に分かりやすい組織とするため、課の名称変更なども行っています。

また、行政事務のデジタル化を推進するための組織として、企画総務部企画政策課内にデジタル化推進係を新設し、デジタル技術を活用した住民の利便性の向上や業務の効率化を進めていくこととしています。

さらに、事務処理誤りを防止するためのチェック機能の強化及び責任体制を明確化することを重要視し、現行の担当制から係制へ移行します。これに伴い、現在5級職に位置づけられている主査長職を廃止し、係には係長を1名配置することとします。そのほか、業務内容により複数の5級職が必要となる場合には、特命事項を担う5級職として、係長に加えて総括主査職を配置することとしています。

以上が今回の組織見直しの概要となります。これから一括で説明する9議案については、全て今回の組織見直しに関連するものとなります。

それでは、議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

提案理由は、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、担当を

係に、主査長を係長に改正するとともに、総括主査職を規定するほか、条文を整備するため、提案するものです。

2ページ以降が改正の内容となります。条文中の「担当」を全て「係」と改正しています。また、4ページの中段、第16条第2項では、「教育研究所」を「教育相談センター」に改正し、第17条では、「担当に主査長を置く」を「係に係長を置く」と改正しています。

5ページ以降の別表についても、別表内の「担当」を全て「係」に改正しています。8ページから10ページ、別表2の「教育研究所」の部分については、「教育相談センター」への名称変更と併せて、係名の変更及び事務分掌の見直しも行っています。また、同じく別表2の「図書館」についても、係名の変更及び文言の見直しを行っています。

次に議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について説明します。

提案理由は、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、担当を係に、主査長を係長に改正するとともに、総括主査職を規定するほか、条文を整備するため、提案するものです。

14ページ以降が改正内容となります。条文中の「担当」を全て「係」に、「主査長」を「係長」もしくは「総括主査」に改正しています。

また、19ページ中段、第23条に、新たに追加する総括主査職の基本的職務権限についての条文を追加しています。

20ページ以降の別表のうち、教育研究所の部分については、「教育研究所」を「教育相談センター」に改正し、別表中の文言を見直ししています。図書館の部分についても、別表中の文言の見直しを行っています。

続いて議案第3号、我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について説明します。

提案理由については、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、担当を係に、主査長を係長に改正するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

27ページからが改正内容となります。こちらの議案についても、条文中の「担当」を「係」に、「主査長」を「係長」に、「教育研究所」を「教育相談センター」にそれぞれ改正しています。

また、30ページでは様式第3号起案用紙、様式第5号文書整理票、様式第14号キャビネット書庫カウンター施錠開錠記録表中の「担当」を「係」に改正しています。

続いて議案第4号、我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

提案理由は、我孫子市教育研究所の名称変更に伴い、公印の名称を改めるとともに、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行により、担当を係に改正するため、提案するものです。

33ページ、「教育研究所長之印」を「教育相談センター所長之印」に改め、様式17号保存文書閲覧（借覧）申請書、様式第4号公印事前押印承認申請書、様式第5号公印印刷承認申請書中の「担当」を「係」に改正しています。

続いて、議案第7号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

提案理由は、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、主査長を係長に改正するため、提案するものです。

41ページ、第4条事務職員等の職及び職務の中の「主査長」を「係長」に改正しています。

次は議案第13号、我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示の制定について説明します。

提案理由は、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、様式を改めるため、提案するものです。

我孫子市視聴覚教材・機材使用申請兼通知書中の、問合せ先の部分の「生涯学習課企画調整担当」を「生涯学習課」と課宛ての連絡先に改めました。

続いて議案第14号、我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について説明します。

提案理由は、組織の見直しによる令和4年度からの課の名称変更に伴い、「企画課」を「企画政策課」に改正するため、提案するものです。

63ページ、第3条組織について、今回の組織見直しに伴い「企画課」を「企画政策課」に改正しました。

次に議案第16号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について説明します。

提案理由は、組織の見直しによる令和4年度からの課の名称変更に伴い、「企画課」を「企画政策課」に、「市民活動支援課」を「市民協働推進課」に改正するため、提案するものです。

67ページ、第3条構成について、「企画課」を「企画政策課」に、「市民活動支援課」を「市民協働推進課」にそれぞれ改正しました。

最後に議案第17号、我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示の制定について説明します。

提案理由は、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、担当を係に改正するため、提案するものです。

様式第1号我孫子市生涯学習出前講座利用申込書内の申し込み先「生涯学習センター「アビスタ」内公民館担当」を「我孫子市教育委員会生涯学習課」と改め、市記入欄の「担当」を「係」に改正しました。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があ

れば挙手をお願いします。

○村松委員 議案第4号我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、教育研究所の名称変更に伴い「我孫子市教育研究所長之印」が「我孫子市教育相談センター」に改正しますが、教育相談センターに変わった場合、少年センター長や生涯学習センター長などと同様に「我孫子市教育相談センター長之印」という表記がよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○森田総務課長 今、村松委員からお話がありましたとおり、「センター長」と「所長」どちらにするか、教育委員会としても検討しましたが、我孫子市の子ども部にあるこども発達センターという機関では「発達センター所長」と規定されています。子ども部との整合性を図るため、今回は「センター長」ではなく「所長」という名称で決定しました。

○村松委員 了解しました。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第 3 号、我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第 4 号、我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第 4 号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第 7 号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第 7 号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第 13 号、我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第 13 号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第 14 号、我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第 14 号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第16号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第16号は可決されました。

○丸教育長 続いて議案第17号、我孫子市生涯学習出前講座実施要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第17号は可決されました。

議案第5号及び議案第6号

○丸教育長 続いて、議案第5号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則の制定について、議案第6号、我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則の制定について、以上2つの議案は我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関わる関連議案となるため、一括審査とします。なお、採決については議案ごとに行います。

○森田総務課長 それでは、議案第5号、議案第6号について説明します。

まず議案第5号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則の制定について説明します。

提案理由については、教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則については、市長事務部局の職員に準じていることから、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を準用することにより、勤務時間、休日、休暇等に関する制度の改正に伴う例規改正事務の効率化を図るため、提案するものです。

今回の改正については、教育委員会の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する制度と市長部局の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する制度は基本的に同じであることを勘案し、教育委員会で特に定めておく必要がある部分を除いて、市の規則を準用することで例規改正事務の効率化を図ることが大きな目的となります。

36ページ、「我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等については、別表に定めるもののほか、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の例による。」として、別表で教育委員会内で不規則勤務となる職員の勤務時間等について定め、市長部局の職員と同様の勤務となる教育委員会内の職員の勤務時間等については、市長部局の勤務時間等に関する規則を準用することとしました。今回の改正により、昨年度改正した職員の服務に関する例規を含めて、人事制度全般について市長部局の例規を準用することとなり、市長部局から情報が伝わらなかったことによる例規の改正漏れがなくなるほか、事務の効率化につながると考えています。

続いて38ページ、議案第6号、我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則の制定について説明します。

提案理由は、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部改正に伴い、職員の育児休業等に関する規則を新たに制定するため、提案するものです。

教育委員会の職員の育児休業に関することは、議案第5号で改正する我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則で定められていますが、今回、当該規則の全部改正を行うことにより、教育委員会職員の育児休業等に関する条文がなくなってしまうため、新たに教育委員会職員の育児休業等に関しては、市職員の育児休業に関する規則を準用する旨を定めた我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則を制定し、引き続き育児休業等に関する

る制度運用を図るものとなります。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。それでは、質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第5号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の全部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

○丸教育長 議案第6号、我孫子市教育委員会職員の育児休業等に関する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

議案第8号

○丸教育長 続いて、議案第8号、我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木学校教育課長 議案第8号、我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について、説明します。提案理由は、布佐中学校区の学校の在り方について、小中学校の適正規模と照らし合わせて検討する我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会を設置するため、提案するものです。

我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会は、布佐中学校区にある布佐小学校、布佐南小学校、布佐中学校3校の児童生徒数の減少や学校施設の老

朽化を踏まえ、今後の布佐中学校区の児童生徒にとって最適な学習環境と学校の在り方について、我孫子市の学校の適正規模と照らし合わせ幅広い見地から検討するために、令和4年度から立ち上げるものです。この委員会の目的は、今後の布佐中学校区の在り方について検討し、提言を行うものであり、方針を決定するものではありません。教育委員会としては、この委員会の提言を受けて、令和5年度末を目途に布佐中学校区の学校の在り方について、考えをまとめていきたいと考えています。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○足立委員 私もこの検討委員会は大変関心を寄せており、委員をどのような方で構成するかということはとても大切な問題だと思います。どのような方を委員に委嘱するのか、考えをお聞かせください。

○鈴木学校教育課長 児童生徒にとっての最適な学習環境を考えられる方、そして地域の実情もよく分かっている方を委員に選びたいと考えています。

○足立委員 布佐は、岡田武松博士を育んだ、古くから教育に大変熱心な地域だと思います。子どもたちのことがよく分かって、また地域の実情をよく分かっている方が委員に就くのが最適だと思いますので、引き続きどうぞよろしくをお願いします。

○丸教育長 ありがとうございます。学校運営協議会委員の任命が終わった後の6月頃に第1回布佐中学校区の学校の在り方検討委員会を行う予定です。また、進捗状況等ご報告しますので、よろしくをお願いします。そのほかございますか。

○蒲田委員 「令和5年度末を目途に布佐中学校区の学校の在り方について、考えをまとめていきたい」とありますが、話合いをしている中での課題が出た場合は、第4条第2項「委員は、再任されることができる。」にもある通り、

委員の再任も検討し、無理にまとめず着実に進めていくということでしょうか。

○鈴木学校教育課長 蒲田委員のおっしゃるとおりです。

○蒲田委員 ありがとうございます。長く話し合うことが良いこととは限りませんが、何か問題があったときに対応できる姿勢でいることは大事だと思います。よろしくお願いします。

○丸教育長 ありがとうございます。

ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第8号、我孫子市布佐中学校区の学校の在り方検討委員会設置要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第8号は可決されました。

議案第9号

○丸教育長 続いて、議案第9号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 議案第9号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由は、民法改正によって成年年齢が引き下げられたことに伴い、団体の代表者の年齢を20歳から18歳に改正するとともに、様式を改めるため、提案するものです。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第9号、我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第9号は可決されました。

議案第10号

○丸教育長 続いて、議案第10号、我孫子市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○遠藤教育研究所長 我孫子市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について、説明します。

提案理由は、我孫子市適応指導教室の名称を我孫子市教育支援センター（適応指導教室）に改正するとともに、分室を規定するほか、条文を整備するため提案するものです。

51ページ、52ページをご覧ください。以前の我孫子市適応指導教室設置要綱では学校復帰に重きを置いていましたが、学校復帰も含めて集団生活への適応及び社会的自立を目標とし趣旨をより拡充する変更をしました。業務内容についてもより精査し、第3条に主な業務内容として掲げています。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○村松委員 「教育支援センター」と名称が変更されることで、以前の「ヤング手賀沼」という名称は終了するというのでしょうか。

○遠藤教育研究所長 今まで適応指導教室「ヤング手賀沼」と要綱に定めていましたが、4月からは「我孫子市教育支援センター」が正式な名称になります。

愛称については、子どもや保護者、適応指導教室指導員から案をいただいて現在検討しています。

○村松委員 「教育支援センター」という名称はとてもいい名称ですが、「ヤング手賀沼」という名称になれ親しんだ子どもも多いと思います。名称が変わることによって内容も変わるかもしれないと不安になる子どもたちや保護者の方もいると思うので、一定期間「ヤング手賀沼」という名称も並行して使用し、徐々に移行するのがいいのかなと思います。

○遠藤教育研究所長 村松委員のおっしゃるとおりです。現在、教育支援センターのパンフレットを作成していますが、1年間は「旧ヤング手賀沼」と明記し、徐々に移行していけたらと思っています。

○丸教育長 よろしいですか。

○村松委員 はい。

○丸教育長 ありがとうございます。

ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第10号、我孫子市適応指導教室設置要綱の全部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第10号は可決されました。

議案第11号

○丸教育長 続いて、議案第11号、我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○菊地生涯学習課長 議案第11号、我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について説明します。

提案理由については、民法改正による成年年齢の引下げに伴い、団体の代表者の年齢を20歳から18歳に改正するとともに、地域交流教室の教室数及び開放時間の変更に関わる改正のほか、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴い、主査長を係長に改正するため、提案するものです。

54ページ、第4条使用者の範囲、民法改正による成年年齢の引き下げに伴い「20歳」を「18歳」に改正しました。

次に55ページ別表、地域交流教室について、ヤング手賀沼が以前使用していた場所が雨漏り等で使用できなくなり、我孫子市湖北台東小学校の地域交流教室2室を使用していましたが、うち1教室については調整が付き、地域交流教室として継続して開放することができるため、来年度4月から、湖北台東小学校の地域交流教室を「2教室」から「1教室」に改正します。

そのほか、組織の見直しによる令和4年度からの係制移行に伴う修正と全体の文言の修正等を併せて行い、56ページのとおり様式第1号から様式第7号まで改正しています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——これについてはよろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第11号、我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第11号は可決されました。

議案第12号及び議案第15号

○丸教育長 続いて、議案第12号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第15号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上2つの議案は成年年齢の引下げに関する関連議案のため、一括審査とします。なお、採決については議案ごとに行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○菊地生涯学習課長 議案第12号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。提案理由については、民法改正による成年年齢引下げに伴い、様式中の会員年齢層の表記を改めるとともに、行政手続における押印の見直しに伴い、署名を氏名に改正するほか、文言を整備するため、提案するものです。

59ページ、民法改正による成年年齢引下げ及び行政手続における押印の見直しに伴い、様式第1号中の「個人番号カード」を「マイナンバーカード」に、「市民センター」を「湖北台市民センター」に、「19歳」を「17歳」に、「20歳」を「18歳」に、「署名」を「氏名」に改正しています。

続いて議案第15号、我孫子市市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。先ほどの第12号議案の提案理由と同様になりますが、民法の改正による成年年齢の引下げに伴い、様式中の会員年齢層の表記を改めるとともに、行政手続における押印の見直しに伴い、署名を氏名に改正するほか、文言を整備するため、提案するものです。

改正内容について、65ページ、先ほどの第12号議案と同様に、様式第1号を改正しています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第12号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第12号は可決されました。

○丸教育長 続いて、議案第15号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第15号は可決されました。

諸 報 告

○丸教育長 続いて、日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項について、まず初めに、新型コロナウイルス感染症の対応について、教育総務部に関して飯田部長、生涯学習部に関して木下部長から報告をお願いします。

○飯田教育総務部長 まず、学校での新型コロナウイルス感染症の感染状況と対応について教育総務部から報告します。

3月21日で千葉県を含む18都道府県に対するまん延防止等重点措置が全て解除されました。感染者数は徐々に減少傾向にあるものの、依然として高い状況にありますが、市内小中学校においては感染症対策を徹底して継続することで、3月24日に修了式を無事終えることができました。

卒業式も来賓や保護者の方の入場制限などはありませんでしたが、3月16日に中学校、17日に小学校で、感染症対策を徹底した中で無事に開催され、小中学校合わせて2,000人以上の卒業生の門出をお祝いすることができました。昨年に引き続き制約はあったものの、各学校で工夫が施され、在校生が教室でリモート参加したり、卒業生の合唱が行われたりするなど、昨年できなかった試みも見られました。

市内小中学校における学級閉鎖の状況については、1月以降、小学校では延べ26学級、中学校で延べ5学級の学級閉鎖、また、学年閉鎖については、小学校で延べ2学年、中学校では延べ4学年で実施しました。ただし、学校全体での臨時休業はありませんでした。

部活動については、3月25日から4月5日までの春休み期間中は、昼食を挟まず、午前または午後のみとして感染対策を徹底しながら、各学校の部活動の方針に基づき活動を行います。

また、学校では、休業期間中に児童生徒の感染が確認された場合や濃厚接触者に指定された場合には、保護者の皆様に連絡をしていただくようお願いし、引き続き健康観察を行いながら、新年度の始業式を迎える準備をしていきます。

○丸教育長 続いて木下部長、お願いします。

○木下生涯学習部長 生涯学習部所管の施設の利用については、3月22日から「学校施設等の利用緩和」、「一部施設・スペースにおける利用者カードあるいは入館者カードの記入の廃止」、「学習室や会議室での飲食を可能とする」と変更し、若干利用を緩和しています。

1つ目の「学校施設等の利用緩和」について、地域交流教室、学校開放、移動図書館の学校巡回や公民館の保育スタッフの利用を再開しています。

2つ目の「一部施設・スペースの利用者カードあるいは入館者カードの記入の廃止」については、公民館のフリースペース、図書館、白樺文学館、杉村楚

人冠記念館などの不特定多数が集まらない施設や会話をする可能性が低い施設のカード記入を廃止しています。なお、公民館の学習室、図書館の会議室、鳥の博物館、市民体育館は引き続き入館者カード等を記入していただきます。

3つ目の、「学習室や会議室での飲食を可能とする」について、公民館学習室や図書館会議室を同じグループの利用である場合は、飲食を可能とします。ただし、黙食や3密の回避を条件として注意喚起を徹底していきます。

そのほかに、五本松キャンプ場は引き続き90人の利用制限は継続となりますが、4月からは宿泊も再開し、通常通りの利用となります。以上です。

○丸教育長 それでは、新型コロナウイルス感染症対応についてご質問等あれば、お願いします。——よろしいですか。

続いて、中村恵美写真展について、菊地生涯学習課長お願いします。

○菊地生涯学習課長 4月16日から5月5日までアビスタの中央通路にて、中村恵美写真展「RING OF LIFE」を行います。中村恵美さんは、山階鳥類研究所の調査員として、我孫子市にゆかりのある方で、写真を通じて現在の世界の動物たちの生態や環境破壊などの問題を伝えていく写真家の方です。

また、4月23日午前10時からアビスタホールで中村恵美さんに来ていただいてスライドトークショーを開催する予定です。ぜひお時間があれば来ていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○丸教育長 ありがとうございます。質問等よろしいですか。

続いて、「我孫子遺産をご存知ですか？」のパンフレットについて、辻文化・スポーツ課長お願いします。

○辻文化・スポーツ課長 令和2年12月に国から認定された我孫子市文化財保存活用地域計画では、我孫子市にとって重要な歴史的な資産を指定、未指定に関わらず「我孫子遺産」と名づけて大切にしていこう啓発を行っています。

その計画の中で、遺跡や史跡がある場所の近隣住民の方に、近隣にどのような我孫子遺産があるのか周知するための取組として今回「我孫子遺産をご存じですか？」というパンフレットを作成しました。

こちらのパンフレットは、我孫子地区、湖北地区、布佐地区と3種類のチラシを作成しました。3月24日に開催した文化財保存活用地域計画協議会からは、「表紙の色を地区ごとに変えたほうがよかった」や「地区別にちゃんと銘打ったほうがよかった」というご意見を頂き、今後はそのように作成するか、全地区を統一して1枚で見られるよう折り込みをするなど工夫していきたいと思えます。

こちらのパンフレットを配布したことにより、「チラシには載っていない我孫子遺産がある」というご指摘や「近隣の友達や自治会で配りたい」という声を頂き、住民自らが我孫子遺産を発見し、大切にしようという取組の第一歩を達成できたと思えます。今後もより周知していきます。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。質問等よろしいですか。

それでは、これより事務報告に対する質疑に入ります。質疑があれば挙手をお願いします。

○蒲田委員 「稲村雑談 特別版 第2弾—志賀直哉没後50年を偲んで—」と題した阿川佐和子さんと山田裕さんと稲村学芸員の鼎談をアビシルベのYouTubeチャンネルで拝見しました。志賀直哉が亡くなった際の阿川さんのお父様とのお話などを聞くことができ、志賀直哉と阿川さんのお父様が親しく、お互いを尊敬しながら過ごしてきた時間を感じることができました。志賀直哉だけでなく阿川さんのお父様のこともよく分かり、このようにオンラインで発信できたことはとても素晴らしいなと思えました。ありがとうございます。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について質疑があれば挙手をお願いします。

○蒲田委員 14ページ、鳥の博物館「鳥のサイエンストーク」について、今までの「テーマトーク」が「サイエンストーク」に名称が変わったいきさつを教えてください。

○丸山鳥の博物館長 「テーマトーク」という名称で長年親しまれてきましたが、鳥の博物館や山階鳥類研究所が学術的な内容の講座を行っていることが市民に伝わりにくいと考えたため、新年度から「鳥のサイエンストーク」という名称で開催していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○蒲田委員 ありがとうございます。鳥の博物館は学術的な内容の講座を開催していることがより分かるようになったと思います。楽しみにしています。

○丸教育長 ほかにございますか。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。
